

福島被ばく訴訟 裁判傍聴のお願い

被ばくの責任を正面から問うため
前 双葉町長 井戸川 克隆
がおこした裁判です。



「絶対安全」と言われていた原子力発電所。その原子力発電所は、私たちのふるさとを奪う存在になりました。
3月12日、私たちは原子力発電所から出た「死の灰」を浴びました。
今も私たちの故郷は、「汚染」されたままです。
安全なふるさとを奪った国・東電を許さない！許せない！

以下の日程で、裁判が開かれます。裁判の後、私たちの今後の決意・行動のご説明を申し上げる会（報告集会）を開きます。裁判の傍聴や報告集会への出席をお願いします。

〔裁判の日時〕

平成27年8月21日(金)午後2時00分

東京地方裁判所 1階 101号法廷

(〒100-8920 東京都千代田区 霞が関1-1-4)

〔報告集会〕

平成27年8月21日(金)午後3時00分

弁護士会館(東京)5階 (裁判所の隣)

(〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3)

※ この事件の最初の
裁判の日です。是非とも
裁判所と報告集会にご
出席ください！

〔お問い合わせ・担当事務局〕
〒330-0063 埼玉県さいたま市
浦和区岸町7丁目12-1東和ビル4階
埼玉総合法律事務所
事務局長 弁護士 猪股正
電話 048-862-0355
FAX 048-866-0425